

# 食品安全委員会第1024回会合議事録

1. 日時 令和8年5月12日（火） 14:00～14:50

2. 場所 第一会議室

3. 議事

- (1) 器具・容器包装ポジティブリスト制度における既存物質に関する食品健康影響評価依頼計画について
- (2) 令和8年度食品健康影響評価依頼予定物質（食品中の暫定基準を設定した農薬等）等について
- (3) 令和8年度食品健康影響評価依頼予定物質（飼料中の暫定基準を設定した農薬）について
- (4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
  - ・農薬 6品目  
（消費者庁からの説明）  
カスガマイシン  
テトラニリプロール  
トリホリン  
ピメトロジン  
プロスルホカルブ  
プロパモカルブ
  - ・農薬及び動物用医薬品 1品目  
（消費者庁からの説明）  
カルバリル
  - ・遺伝子組換え食品等 1品目  
（消費者庁からの説明）  
KN012株を利用して生産されたβ-ニコチンアミドモノヌクレオチド
- (5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
  - ・農薬「アラクロール」に係る食品健康影響評価について
- (6) その他

4. 出席者

（委員）

祖父江委員長、浅野委員、頭金委員、春日委員、小島委員、杉山委員、松永委員  
(説明者)

消費者庁 高江食品衛生基準審査課長

消費者庁 境残留農薬等基準審査室長

消費者庁 野坂新開発食品保健対策室長

農林水産省 大石飼料安全・薬事室長

(事務局)

中事務局長、前間事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、

國保評価第二課長、楠川情報・勸告広報課長、横山農薬評価室長、

澁岡評価情報分析官、蟹江評価調整官

## 5. 配付資料

資料1 器具・容器包装ポジティブリスト制度における既存物質に関する食品健康影響評価依頼計画について

資料2-1 令和8年度食品健康影響評価依頼等について

資料2-2 令和7年度暴露量算出結果に伴う推定摂取量の報告について

資料3 飼料中の残留農薬基準の設定に係る食品健康影響評価依頼計画について(令和8年度)

資料4-1 食品健康影響評価について<カスガマイシン>

資料4-2 食品健康影響評価について<テトラニプロール>

資料4-3 食品健康影響評価について<トリホリン>

資料4-4 食品健康影響評価について<ピメトロジン>

資料4-5 食品健康影響評価について<プロスルホカルブ>

資料4-6 食品健康影響評価について<プロパモカルブ>

資料4-7 食品健康影響評価について<カルバリル>

資料4-8 食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について

資料4-9 食品健康影響評価について<KN012株を利用して生産されたβ-ニコチンアミドモノヌクレオチド>

資料5 農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について<アラクロール>

## 6. 議事内容

○祖父江委員長 ただ今から第1024回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、消費者庁の高江食品衛生基準審査課長、野坂新開発食品保健対策室長、境残留農薬等基準審査室長、農林水産省の大石畜水産安全管理課飼料安全・薬事室長に御出席をい

ただいております。

それでは、お手元でございます「食品安全委員会（第1024回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○藤田総務課長 事務局でございます。本日の資料は14点でございます。

資料1が「器具・容器包装ポジティブリスト制度における既存物質に関する食品健康影響評価依頼計画について」、資料2-1が「令和8年度食品健康影響評価依頼等について」、資料2-2が「令和7年度暴露量算出結果に伴う推定摂取量の報告について」、資料3が「飼料中の残留農薬基準の設定に係る食品健康影響評価依頼計画について(令和8年度)」、資料4-1から4-7が農薬6品目「カスガマイシン」、「テトラニリプロール」、「トリホリン」、「ピメトロジン」、「プロスルホカルブ」、「プロパモカルブ」、農薬及び動物用医薬品1品目「カルバリル」に係る消費者庁からの諮問書「食品健康影響評価について」、資料4-8がこれらに係る消費者庁からの説明資料「食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について」、資料4-9が「食品健康影響評価について<KN012株を利用して生産されたβ-ニコチンアミドモノヌクレオチド>」、資料5が「農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について<アラクロール>」。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

○祖父江委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○祖父江委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

(1) 器具・容器包装ポジティブリスト制度における既存物質に関する食品健康影響評価依頼計画について

○祖父江委員長 それでは、議事に入ります。

「器具・容器包装ポジティブリスト制度における既存物質に関する食品健康影響評価依

頼計画について」です。

それでは、消費者庁の高江食品衛生基準審査課長から御説明をお願いいたします。

○高江食品衛生基準審査課長 よろしくをお願いいたします。

それでは、まずはお手元の資料1に基づきまして御説明を申し上げます。

資料1は令和8年5月7日の「器具・容器包装ポジティブリスト制度における既存物質に関する食品健康影響評価依頼計画について」でございます。本件に関しまして、食品用の器具または容器包装に用いられます合成樹脂の原料であって、これに含まれる物質のうち、令和2年6月1日より前に国内で使用されている、いわゆる既存物質に関します個別の食品健康影響評価については、別途依頼する予定とさせていただいておりましたが、既存物質につきましては、食品安全委員会様からリスクアセスメントポリシーにのっとり、個別物質のリスク評価に資する情報の収集を速やかに実施し、個別の食品健康影響評価の依頼を計画的に実施することとし、リスク評価依頼計画を定期的に食品安全委員会に報告することが求められていると認識しております。

これらを踏まえまして、今般、器具・容器包装ポジティブリスト制度におけます既存物質に関する食品健康影響評価依頼計画をまとめました。別紙を御覧いただければと思います。

別紙の「1. 器具・容器包装ポジティブリスト制度について」、「2. 器具・容器包装ポジティブリスト制度における既存物質について」、「3. 既存物質に関する適切なリスク管理措置について」は、令和5年諮問、また、令和6年諮問の中で既に委員の皆様方に御覧いただいているものの概要の御説明となっておりますので、詳細説明は省略させていただきます。

「4. 既存物質のリスク評価方針及び食品健康影響評価依頼計画について」を御説明申し上げます。令和7年6月26日、また、12月15日に開催されました消費者庁食品衛生基準審議会の器具・容器包装部会におきまして、既存物質のリスク評価の方針を報告し、確認されました。具体的には、既存物質のうち、物質群1から4につきましては、国内外でリスク評価がなされていること等から、リスク評価の優先度が著しく低いとしております。また、物質群5に関しましては、ばく露量またはばく露機会が少ないと考えられる物質であり、一定の安全性が確認されていることを踏まえると、基本的には現行のリスク管理水準において健康被害が発生する可能性は低いと考えられます。これらのことから、物質群1から5については、現時点においては、個別のリスク評価は行わず、対象物質による健康影響等に関する情報収集を適宜行い、必要に応じて食品健康影響評価を依頼させていただくとさせていただければと思っております。まずはリスク評価の優先度が高いと考えられます物質群6に該当する添加剤42物質につきまして、知見が収集されたものから年間4から5物質程度を目途に、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼することとしております。これによりまして、8年から10年程度の期間で、優先度が高いと考えられる物質の

評価を完了させる方針でございます。

この経緯、方針に基づきまして、今後、年度ごとに依頼計画を御報告させていただくとともに、食品健康影響評価依頼を行わせていただく予定でございます。

この物質群6に分類された既存物質42物質の名称でございますが、個別の物質名が公表されることによります風評被害を防止する観点から、あらかじめ全てを公表することはせず、実際に食品健康影響評価を依頼させていただく際に、その物質についてはお示しさせていただければと考えてございます。

説明は以上でございます。

○祖父江委員長 ただ今の御報告の内容について、御質問がございましたら、お願いいたします。

頭金委員、お願いします。

○頭金委員 御説明どうもありがとうございました。

ただ今の御説明では、物質群6に該当する42物質を食品健康影響評価の優先度が高いものとして位置づけ、知見が収集されたものから順次、当委員会に評価を依頼してくる計画であると理解いたしました。一方で、評価依頼計画においては、評価完了までに8から10年程度を要する方針が示されております。本件につきましては、当委員会はポジティブリスト導入時の考え方を踏まえ、以下の点について求めてきたところです。

まず第1点として、リスクアセスメントポリシーにのっとり、個別物質のリスク評価に資する情報の収集を速やかに実施し、個別の食品健康影響評価の依頼を計画的に実施すること。2点目、既存物質について、健康影響等に関する知見の収集を継続的に行い、人の健康影響に関する新たな知見が得られた場合には、必要に応じて速やかにリスク管理措置の見直しを検討すること。これらの点を踏まえて、物質群6に該当する42物質については、現時点ではリスクに明確な差はないとの整理に基づき、評価依頼計画が構成されているものと理解しておりますが、計画どおり10年以内に評価を完了させること、また、健康影響に関する懸念が大きい物質の評価が後回しにならないことが重要であると考えております。この点についての基本的な考え方をお聞かせください。

あわせて、次の2点についても確認させてください。第1点、今後、知見を収集していく中で、特に健康影響に関する懸念が高いと判断される物質が明らかになった場合には、優先的に評価依頼を行うとの考え方でよろしいでしょうか。

2点目、また、既存物質について、評価に必要な知見は基本的に収集可能であると考えてよいのか確認させてください。仮に十分な情報が収集できないと判断される物質があった場合には、どのような安全確保措置を講じることになるのかについても、お考えをお聞かせください。

以上です。

○祖父江委員長 高江課長、お願いします。

○高江食品衛生基準審査課長 お答え申し上げます。

まず、計画どおりにきちんと評価を完了させるべく、対応させていただく所存でございます。また、今後新たな知見が得られた場合、適宜リスク評価依頼の優先順位について判断させていただこうと考えてございます。具体的に、今御指摘がありましたとおり、特にリスクが高いと判断される物質が明らかになった場合には、それについて優先的に評価依頼を行うことを検討させていただければと思っております。

また、既存物質の情報収集、知見でございますけれども、基本的に評価に必要な知見を収集できるように取り組んでいく方針でございます。得られた情報に基づいて、適切にリスク評価依頼をさせていただければと思っております。ただ、仮に、例えば標準物質の入手が困難である等の理由から、評価に必要な情報収集が十分に行えない物質が出てきてしまった場合は、該当物質をポジティブリストから削除するということも含めて、リスク管理として適切な方策を検討させていただければと考えてございます。

以上でございます。

○祖父江委員長 頭金委員、どうぞ。

○頭金委員 どうもありがとうございました。

改めて申し上げますと、諮問の際に、当時の厚生労働省が示したリスクアセスメントポリシーに基づき、8から10年以内にリスク評価を完了させるとの方針を遵守することは当然であり、評価に要する時間も考慮した上で、できる限り早期に計画的な評価要請を行っていくことが重要であると考えております。

また、現時点では、評価対象となる物質間で健康影響に関する懸念に大きな差はないとの御説明でありましたけれども、今後も継続して科学的知見の収集を行う中で、新たな懸念が認められる物質については、必要なデータ等を速やかに収集し、評価の前倒しを含めた適切な対応が講じられるべきであることについても、改めて申し上げます。

さらに、企業等の協力が得られず、評価に必要なデータの収集が著しく困難な物質については、最終的にはポジティブリストからの削除等も含め、合理的な対応を講じることによって、当初から計画の中で考慮しておくことが必要であると考えます。

以上になります。

○祖父江委員長 高江課長、よろしいでしょうか。

○高江食品衛生基準審査課長 承知いたしました。

○祖父江委員長 それでは、本件については、本日御説明のあった評価依頼計画に基づき、今後、年度ごとに評価依頼計画を当委員会に報告いただくとともに、本日いただいた御意見も踏まえ、計画どおり評価依頼がなされるよう、よろしく願いいたします。

高江課長、ありがとうございました。

(2) 令和8年度食品健康影響評価依頼予定物質（食品中の暫定基準を設定した農薬等）等について

○祖父江委員長 では、次の議事に移ります。

「令和8年度食品健康影響評価依頼予定物質（食品中の暫定基準を設定した農薬等）等について」です。

また、令和7年度に暫定基準を見直した動物用医薬品の推定摂取量の試算結果及び令和7年度に基準を見直した農薬の推定摂取量の試算結果についても御報告があるとのことですので。

それでは、消費者庁の境残留農薬等基準審査室長から御報告がありますので、よろしく願いいたします。

○境残留農薬等基準審査室長 消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室長の境と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料2-1に基づきまして、御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、右上に別紙1と書いてあります資料を御覧ください。

まず「1. 食品健康影響評価の依頼の現状」でございます。農薬、動物用医薬品及び飼料添加物につきましては、平成18年5月にポジティブリスト制度を導入いたしまして、760物質について、暫定的に基準値を設定しているところでございます。このうち、令和8年3月31日時点においては、722物質において食品安全委員会に評価を依頼しており、そのうちの611物質について評価結果をいただいているところでございます。

資料をおめくりいただきまして、別添1と書いてある横表のグラフを御覧ください。グラフの真ん中ですが、令和8年3月31日時点の農薬等の残留基準の状況について表したものでございます。暫定基準が186物質、暫定基準が削除されたものが144物質、暫定基準の見直しにより本基準となったものと、ポジティブリスト導入時の本基準41物質等を加えたものが471物質、ポジティブリスト導入後に新規で基準値が設定されたものが123物質という状況になってございます。

続きまして、その下のグラフを御覧ください。暫定基準となっているものの現在の評価状況でございますが、グラフの左から食品安全委員会に未諮問のものが38物質、食品安全委員会で評価いただいている最中のものが111物質、食品安全委員会で評価が終了して食

品衛生基準審議会の部会にまだかけられていない段階のものが10物質ございます。また、部会が終了したものが27物質、見直しが完了しているものが574物質という状況となっております。

また、前のページに戻っていただきまして、「2. 暫定基準見直しの基本的な考え方」の部分でございます。食品安全委員会に食品健康影響評価の依頼を行っていない38物質の内訳につきまして、現時点での資料を収集できているもの及び資料の有無を確認中のものが28物質、資料を収集できていないものが10物質となっております。前者の資料を収集できているもの及び資料の有無を確認中のものにつきましては、資料の整理ができたものから計画的に食品安全委員会へ評価依頼を行うよう作業を進めていくことといたしたいと思っております。

また、国内で登録、承認等があるものにつきましては、農薬の再評価が進められているということも踏まえながら、引き続き、農林水産省等と調整しながら作業を進めてまいりたいと思っております。

一方で、資料を収集できていないものにつきましては、毒性や残留試験のデータだけではなく、使用実態の情報収集に苦慮する物質が多いことから、資料の入手が困難である物質については、一律基準によるリスク管理措置の実施を検討するとともに、現在の暫定基準の妥当性について評価を依頼することも検討していきたいと考えております。

なお、一律基準によるリスク管理に移行する場合でございますも、必要に応じてリスク管理措置を見直すことを考えているところでございます。

続きまして、「3. 令和8年度の食品健康影響評価依頼計画について」ですが、資料をおめくりいただきまして、別添2を御覧ください。先ほど御説明いたしました食品安全委員会に依頼を行っていない38物質の内訳について示したものでございます。一番上の食品安全委員会事務局と協議中のものの分類1が2物質、その下の資料を収集できているもの及び資料の有無を確認中のものが分類2と3を合わせまして26物質、資料を収集できていないものが分類4の10物質ということでございます。これらの暫定基準の見直しにつきまして、円滑に実施できるよう関係府省間で協議を行ってまいりたいと思っております。

また、7ページを御覧ください。別紙2でございます。令和7年度に暫定基準の見直しを行った2物質についてお示ししておりますが、食品安全委員会の評価において、いずれもADIが設定されていないということで、推定摂取量については試算を行っておりません。なお、現行のリスク管理の範囲内で使用される限りにおいて、健康影響は無視できる程度という委員会の評価結果を踏まえまして、基準値を維持しているという状況でございます。ノルジェストメットにつきましては、EMAによるADIを用いて推定摂取量の対ADI比を算出いたしまして、括弧内に参考としてお示ししております。これらにつきましては、平成18年6月29日付の府食第542号別添「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」に基づき報告したものを一覧形式でまとめたものという位置づけでございます。

続きまして、令和7年度の暴露量算出結果について御報告いたします。資料2-2に基

づき御説明させていただきます。

まず、1ページおめくりいただきまして、別紙を御覧ください。食品安全委員会から暴露量算出結果の報告が依頼され、消費者庁食品衛生基準審査課から食品安全委員会宛てに通知により報告し、令和7年度に残留基準を設定又は改正した農薬における推定摂取量の試算結果となっております。本報告は令和6年度から開始しており、今回、昨年を引き続き、委員会において報告をさせていただくものでございます。

令和7年度において該当する品目は、上の農薬スピロテトラマトなど8品目でございます。このほか、真ん中でございますが、食品安全委員会の諮問時に暴露量算出結果を報告していましたが、その後、改めて暴露量を算出した農薬等における推定摂取量の試算結果等、及び一番下の農林水産省からの基準値設定依頼の取下げに伴い、暴露量算出結果の報告が依頼されていましたが、部会審議がなされなかった品目についても、併せて記載させていただいております。

暴露評価結果といたしまして、ADI及びARFDを超えないということを確認しているものでございます。

説明は以上となります。

○祖父江委員長 ただ今の御報告の内容について、御質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

本件については、消費者庁におかれましては、食品健康影響評価に必要な準備を整えて、計画どおり評価依頼がなされるよう、よろしく申し上げます。

また、令和7年度に暫定基準を見直した動物用医薬品及び令和7年度に基準を見直した農薬について、推定摂取量の試算結果を御報告いただき、ありがとうございました。引き続き、見直した基準に基づき、適切にリスク管理措置を実施いただきますよう、お願い申し上げます。

境室長、どうもありがとうございました。

○境残留農薬等基準審査室長 ありがとうございました。

(3) 令和8年度食品健康影響評価依頼予定物質（飼料中の暫定基準を設定した農薬）について

○祖父江委員長 それでは、次の議事に移ります。

「令和8年度食品健康影響評価依頼予定物質（飼料中の暫定基準を設定した農薬）について」です。

それでは、農林水産省の大石畜水産安全管理課飼料安全・薬事室長から御説明をお願い

いたします。

○大石飼料安全・薬事室長 農林水産省畜水産安全管理課飼料安全・薬事室の大石です。よろしく願いいたします。

資料3を御覧ください。飼料中の農薬の基準値のうち、平成18年に設定した基準値につきましては、順次、食品安全委員会に評価を依頼することとしておりまして、年度ごとにその評価依頼予定を御報告しております。令和8年度につきましては、「記」に記載しております5物質の評価依頼を予定しております。

また、先ほど消費者庁から評価依頼の予定について御報告がありましたが、食品安全委員会に評価依頼する場合は、消費者庁と同時に評価依頼するよう進めてまいります。

説明は以上です。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容について、御質問等がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

本件について、農林水産省におかれましても、食品健康影響評価に必要な準備を整えて、計画どおり評価依頼がなされるよう、よろしく願いいたします。

大石室長、どうもありがとうございました。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○祖父江委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料4-1から4-7にありますとおり、内閣総理大臣から5月1日付で農薬6品目、農薬及び動物用医薬品1品目について、資料4-9にありますとおり、内閣総理大臣から5月1日付で遺伝子組換え食品等1品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、農薬6品目、農薬及び動物用医薬品1品目について、消費者庁の境残留農薬等基準審査室長から御説明をお願いいたします。

○境残留農薬等基準審査室長 消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室長の境と申します。

それでは、資料4-8に基づきまして、御説明させていただきます。

資料4-8をおめくりいただきまして、別添1と書かれたページを御覧ください。まず、

1 品目めは農薬「カスガマイシン」でございます。

本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準の設定要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。本品目につきましては、今回新たに提出された資料に毒性や代謝に関する新たな知見が含まれていなかったため、先だって食品衛生基準審議会で審議を行ったものでございます。

用途は殺菌剤でございます。

今回、なばな類、かんきつへの適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおきましては毒性評価はなされておらず、国際基準は設定されていないということでございます。諸外国におきましては、米国でおうとう、仁果類等、カナダではなす、りんご等に基準値が設定されております。

食品安全委員会におきましては、これまで2回評価をいただいております、ADIは0.094 mg/kg 体重/日、ARfDは設定の必要なしと評価されております。

また、暴露評価を行っております、ADIを超えないことを確認してございます。

続きまして、2 品目めは農薬「テトラニリプロール」でございます。

本品目は、インポートトレランスによる残留基準設定の要請がなされておりました、また、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

本品目につきましては、今回新たに提出された資料に毒性や代謝に関する新たな知見が含まれていなかったため、先だって食品衛生基準審議会での審議を行っております。

用途は殺虫剤でございます。

今回、ばれいしょ、かんしょ等への適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRでは毒性評価がなされており、国際基準は米、キャベツ等に設定がなされております。諸外国におきましては、米国で大豆、畜産物等、カナダでしょうが、じゃがいも等に基準値が設定されております。今回、その他のなす科野菜へのインポートトレランスによる残留基準値設定の要請がなされているものでございます。

食品安全委員会におきましては、これまで2回評価をいただいております、ADIは0.88 mg/kg 体重/日、ARfDは設定の必要なしと評価をされております。

また、暴露評価を行っております、ADIを超えないことを確認してございます。

続きまして、3 品目めは農薬「トリホリン」でございます。

本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準の設定要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。本品目につきましては、今回新たに提出された資料に毒性や代謝に関する新たな知見が含まれていなかったため、先だって食品衛生基準審議会での審議を行っております。

用途は殺菌剤でございます。

今回、いちごへの適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRでは毒性評価がなされており、国際基準がブルーベリー、トマトなどに設定されております。諸外国におきましては、米国でブルーベリー、トマト等、欧州でセロリ、いちご等に基準値が設定されております。

食品安全委員会では、これまで2回評価をいただいております、ADIは0.023 mg/kg 体重/日、ARfDは1.5 mg/kg 体重と評価をされております。

また、暴露評価を行っております、ADI及びARfDを超えないことを確認しております。  
4品目が農薬「ピメトロジン」でございます。

本件は、インポートトレランスによる残留基準設定の要請がなされておりました、また、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤でございます。

今回、てんさい、結球あぶらな科葉菜類等への適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外の状況でございますが、JMPRでは毒性評価がなされており、国際基準は設定されておられません。諸外国におきましては、米国でアスパラガス、ホップ等、欧州できゅうり、オレンジ等に基準値が設定されております。今回、みかん（温州マンダリン）へのインポートトレランスによる残留基準設定の要請がなされております。

食品安全委員会では、これまで2回評価をいただいております、ADIが0.013 mg/kg 体重/日、ARfDは0.1 mg/kg 体重と評価されてございます。

続きまして、5品目が農薬「プロスルホカルブ」でございます。

本品目は、農林水産省から農薬取締法に基づく再評価に伴う結果の連絡を受理したことから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。本品目につきましては、今回、新たに提出された資料に毒性や代謝に関する新たな知見が含まれていなかったため、先だって食品衛生基準審議会での審議を行っております。

用途は除草剤でございます。

日本におきましては、小麦、大麦等に農薬登録がなされております。国際機関、海外の状況でございますが、JMPRにおいて毒性評価はなされておらず、国際基準は設定されておられません。

また、諸外国において、欧州でにんじん、セロリ等、ニュージーランドでばれいしょに基準値が設定されております。

食品安全委員会では、これまで3回評価をいただいております、ADIは0.005 mg/kg 体重/日、ARfDは0.1 mg/kg 体重と設定されております。

また、暴露評価を行っております、ADI及びARfDを超えないことを確認しております。  
6品目が農薬「プロパモカルブ」でございます。

本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく再評価に伴う結果の連絡を受理したことから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。本品目につきましては、今回新たに提出された資料に毒性や代謝に関する新たな知見が含まれていなかったため、先

だつて食品衛生基準審議会において審議を行ってございます。

用途は殺菌剤でございます。

日本におきましては、ばれいしょ、たまねぎ等に農薬登録がなされております。

国際機関、海外の状況でございますが、JMPRにおいて毒性評価がなされており、国際基準がばれいしょ、キャベツ等に設定されております。

諸外国におきましては、米国でばれいしょ、うり科野菜等、欧州でレタス、ほうれんそう等に基準値が設定されております。

食品安全委員会におきましては、これまで3回評価をいただいております、ADIが0.12 mg/kg 体重/日、ARfDは0.2 mg/kg 体重と設定されております。

また、暴露評価を行っております、ADI及びARfDを超えないということを確認しております。

続きまして、7品目めは農薬及び動物用医薬品「カルバリル」でございます。

本件は、インポートトレランスによる残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。本品目につきましては、今回新たに提出された資料に毒性や代謝に関する新たな知見が含まれていなかったため、先だつて食品衛生基準審議会での審議を行っております。

農薬の用途としましては、殺虫剤等でございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRでは毒性評価がなされており、国際基準が小麦、かんきつ等に設定されております。また、諸外国におきましては、米国でほうれんそう、いちご等、欧州で大麦、とうもろこし等に基準値が設定をされております。今回、ごまの種子へのインポートトレランスによる残留基準設定の要請がなされているところでございます。食品安全委員会では、これまで1回評価をいただいております、ADIは0.0073 mg/kg 体重/日、ARfDは0.01 mg/kg 体重と評価をされてございます。

また、暴露評価を行っております、ADI及びARfDを超えないということを確認しております。

最後になりますが、今回改めて評価をお願いするものにつきましては、別添2といたしまして、前回の評価時点からの追加データの状況を列記してございます。このうち「カスガマイシン」、「テトラニプロール」、「トリホリン」、「プロスルホカルブ」、「プロパモカルブ」、「カルバリル」につきましては、暴露評価の結果といたしまして、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会の審議資料も提出してございます。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いたします。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いたします。

よろしいですか。

では、まず、農薬「プロスルホカルブ」につきましては令和6年10月23日付で、「プロ

パモカルブ」につきましては令和7年1月22日付で、内閣総理大臣宛てに農薬の再評価として食品健康影響評価結果を通知しており、今回再評価において設定された許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）に基づくばく露評価の結果のみが報告され、ADI及びARfDを超えないことが確認されたことから、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当するものと認められる旨を内閣総理大臣に通知することということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○祖父江委員長 続いて、農薬「カスガマイシン」、「テトラニリプロール」、「トリホリン」及び「ピメトロジン」、農薬及び動物用医薬品「カルバリル」については、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

これらの品目については、今回の諮問に当たり、試験成績等が追加提出されております。同委員会決定の1の（2）の規定により、先ほどの消費者庁からの説明及び今回追加で提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて検討を行いますので、担当の浅野委員から御説明をお願いいたします。

○浅野委員 それでは、御説明申し上げます。

農薬「ピメトロジン」につきましては、植物代謝試験等が追加されていることから、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるかと認められます。

農薬「カスガマイシン」、「テトラニリプロール」及び「トリホリン」、農薬及び動物用医薬品「カルバリル」につきましては、追加試験として作物残留試験の結果だけが提出されており、かつ本委員会の審議に先だって実施された食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会においてばく露評価を行った結果についても、併せて御報告を受けております。評価要請に当たり、委員会が既に決定しているADI及びARfDに影響を与える可能性がない試験結果である作物残留試験だけが提出され、かつばく露評価の結果も併せて報告されています。また、リスク管理機関により提出された資料の内容から、新たに安全性について懸念されるような知見は認められておらず、前回の評価結果から変更は不要と考えます。

このため、同委員会決定の1の（2）の②の規定に基づき、本件は評価書を改訂することなく、評価の結果を通知するものと考えます。

以上、農薬「カスガマイシン」、「テトラニリプロール」及び「トリホリン」、農薬及び動物用医薬品「カルバリル」につきましては、これまでの評価結果を変更するものではございませんので、国民からの意見・情報の募集を実施することなく、リスク管理機関に

結果をお返ししたいと考えております。

以上です。

○祖父江委員長 ただ今の浅野委員からの説明によれば、農薬「ピメトロジン」については、現時点で既存評価結果に影響を及ぼす可能性があるとのことですので、農薬に関する専門調査会において審議をする。農薬「カスガマイシン」、「テトラニプロール」及び「トリホリン」、農薬及び動物用医薬品「カルバリル」については、評価書の改訂を行わず、既存の評価結果を変更しないことから、意見・情報の募集を行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、すなわち「カスガマイシン」のADIを0.094 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断した。「テトラニプロール」のADIを0.88 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断した。「トリホリン」のADIを0.023 mg/kg 体重/日、ARfDを1.5 mg/kg 体重と設定する。「カルバリル」のADIを0.0073 mg/kg 体重/日、ARfDを0.01 mg/kg 体重と設定するという内容をリスク管理機関へ通知するという事でよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○祖父江委員長 さらに、農薬「ピメトロジン」については農薬第五専門調査会において審議をするということにいたします。

境室長、どうもありがとうございました。

○境残留農薬等基準審査室長 ありがとうございました。

○祖父江委員長 続いて、遺伝子組換え食品等1品目についてです。

それでは、消費者庁の野坂新開発食品保健対策室長から説明をお願いいたします。

○野坂新開発食品保健対策室長 よろしく申し上げます。消費者庁食品衛生基準審査課新開発食品保健対策室でございます。

資料4-9を御覧ください。2ページを使って説明させていただきます。

「KN012株を利用して生産されたβ-ニコチンアミドモノヌクレオチド」に係る食品健康影響評価についてでございます。

まず、「1.趣旨」のところに書いておりますとおり、品目名は今申したとおりですが、申請者は株式会社カネカでございます。

「2.遺伝子組換えの概要」ですが、宿主は大腸菌の*Escherichia coli* K-12株の突然変異株でございます。その宿主にβ-ニコチンアミドモノヌクレオチド生合成関連遺伝子などを組み込みまして、生産株としております。

生産株から生産されるニコチンアミドモノヌクレオチドでございますが、既存のものと同じで、栄養補助食品として使用されます。

「4. 備考」でございますが、申請者から、これは添加物ではないのですけれども、添加物グレードでの管理をして製造されること、非タンパク質性の食品であること、主成分以外の有害成分はほとんど含有しないとのことから、いわゆる高度精製添加物の扱いに準じるものではないかとのコメントも得られております。

説明は以上でございます。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

野坂室長、どうもありがとうございました。

#### (5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○祖父江委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。

それでは、事務局から説明をしてください。

○横山農薬評価室長 それでは、資料5に基づき御説明申し上げます。農薬評価書「アラクロール」第3版でございます。

右下のページで7ページを御覧ください。審議の経緯でございますが、第3版関係で、農薬取締法に基づく再評価に関しまして、2025年3月に農林水産大臣から、2025年4月に内閣総理大臣から評価要請のあったものでございます。農薬第五専門調査会で御審議いただき、取りまとめいただいた評価書案について、3月3日の食品安全委員会において報告し、3月4日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行っていたものとなります。

14ページにお進みください。評価対象農薬の概要でございます。構造式は6. に示されたとおりの酸アミド系の除草剤です。

次のページの「8. 開発の経緯」に記載がございますとおり、超長鎖脂肪酸の合成阻害作用により、成長部位での正常な細胞分裂を阻害することによって植物を枯死させると考えられているものでございます。日本では、1970年に初回農薬登録されているものでございます。

食品健康影響評価につきまして、83ページにお進みください。ADI、ARfDに関する記載は、次の84ページから記載がございまして、ADIは、イヌを用いた1年間慢性毒性試験を根拠に0.01 mg/kg 体重/日、ARfDは、ラットを用いた発生毒性試験の150 mg/kg 体重/日を根拠に1.5 mg/kg 体重と設定されています。また、ばく露量につきましては、次のページに記載のございますとおり、本評価結果を踏まえた報告を求め、確認することとされております。

今般、意見・情報の募集を行った結果につきまして、最後の116ページに参考として添付しております。2通の御意見をいただきました。

1つ目、意見1でございしますが、マウス他の健康が悪くなっているため日本でのアラクロールの使用、販売、生産、輸出入を禁止して、人の健康に悪影響がない安全なものを使用、生産、販売、輸出入できるようにしてほしいという御趣旨の御意見。

2つ目、意見2でございしますが、試験において発がん性が認められた以上、安全面に懸念がありますとの御意見をいただきました。

回答は右側になりますが、本剤の評価におきまして、腺胃、鼻腔及び甲状腺腫瘍の発生頻度の増加が確認されましたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えたという内容。また、本剤の評価においては、各試験で得られた無毒性量を基にADIを、単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量を基にARfDを、それぞれヒトと毒性試験に供した動物との種差及びヒトの個人差を考慮した安全係数100で除して設定しており、今回設定したADI及びARfDに基づく適切な管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えているとの内容。また、農薬の登録及び使用に関する御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省に情報提供するとの内容となります。

本剤につきましては以上でございまして、専門調査会の結果をもって、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えているものとなります。

以上でございます。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いします。

それでは、本件については、農薬第五専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちアラクロールのADIを0.01 mg/kg 体重/日、ARfDを1.5 mg/kg 体重と設定するという事によろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○祖父江委員長 ありがとうございます。

## (6) その他

○祖父江委員長 本日は、「その他」として、私から農薬2品目「ブロマシル」及び「トルクロホスメチル」を調査審議する専門調査会の指定につきまして、御報告いたします。

農薬「ブロマシル」については、令和7年8月5日の食品安全委員会第994回会合にて、農薬「トルクロホスメチル」については、令和7年10月28日の食品安全委員会第1001回会合にて、それぞれ農林水産省及び消費者庁から再評価に係る評価要請の説明がされた際に、農薬第一専門調査会から第五専門調査会のいずれの専門調査会で調査審議するかについて、後日、委員長が指定し、報告するとしていたものです。

農薬「ブロマシル」につきましては農薬第三専門調査会において、農薬「トルクロホスメチル」については農薬第二専門調査会において、それぞれ調査審議するよう指定しましたので、御報告いたします。

ほかに議事はありませんか。

○藤田総務課長 特にございません。

○祖父江委員長 では、これで本日の委員会の議事は全て終了しました。

次回の委員会会合は、来週、5月19日火曜日14時から開催を予定しております。

また、14日木曜日14時30分から「農薬第三専門調査会」が、15日金曜日10時から「農薬第五専門調査会」が、来週、18日月曜日14時から「農薬第一専門調査会」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第1024回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。